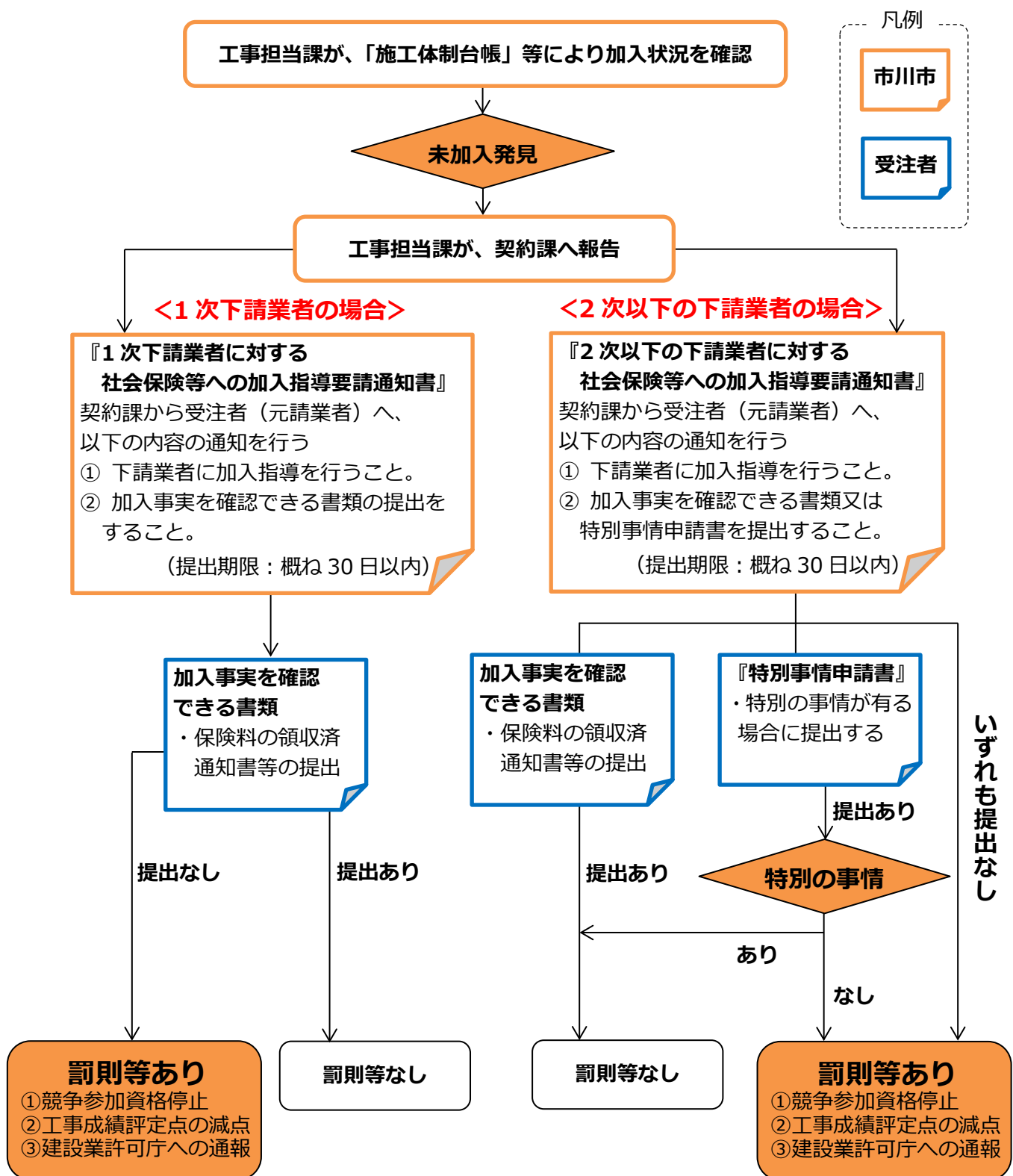


社会保険等未加入対策 確認フロー図



2次以下の下請業者における「特別の事情」とは、具体的には以下の通り。

<特殊技術の必要性>

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合等。

<経営・経済的事情>

社会保険等に加入する意思はあるものの、経営状況が厳しく直ちには加入できない場合等。